

下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の整備等の推進

(1) 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、汚水処理の早期概成等を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

特に、公害防止対策の推進に当たっては、下水道整備の継続・充実が必要であることから、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）を延長するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、下水道は大量のストックを有し、今後下水道管の損傷や接続不良による浸入水の流入等により施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、国の責任において、改築・更新等に係る十分な財政措置を講じること。

さらに、気候変動を踏まえた浸水対策等の強化に必要な財政措置を拡充すること。

(2) 下水道資源の利用を推進するため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援措置を講じること。

(3) 下水道をはじめとする汚水処理の事業運営の効率化を図るため、施設の縮小、廃止、集約化に伴う財産処分等の承認基準を緩和すること。

(4) 下水道事業経営の健全化を図るため、高資本費対策に係る地方財政措置等を拡充すること。

2. 末端管渠の整備については、社会資本整備総合交付金の対象とするなど財政措置を講じること。

3. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設の改修・更新及び溢水対策等に係る十分な財政措置を講じること。

4. 新型コロナウイルス感染症対策関係

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減世帯を対象に行う下水道使用料の減免に係る財政措置を拡充すること。